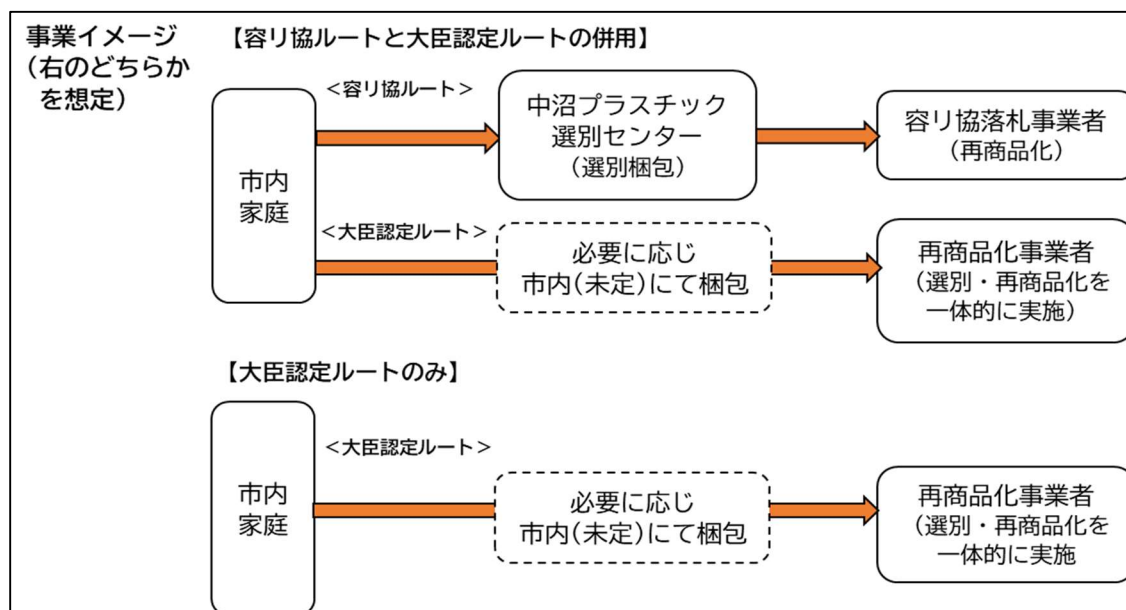


プラスチックのリサイクル手法に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 目的

- (1) 令和4年度にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）が施行されたとともに、環境省の実施する「脱炭素先行地域」に、本市が選定されているところであり、プラスチック類の資源化に取り組み、温室効果ガスの削減にこれまで以上に積極的に取り組んでいくことが必要となっています。
- (2) 現在、札幌市では「容器包装リサイクル法」に基づいて、プラスチック製容器包装を分別品目として収集したのち、中沼プラスチック選別センターにおいて選別・圧縮の中間処理を行い、国の指定法人である容器包装リサイクル協会に委託し、資源化を行う手法（以下「容リ協ルート」という。）をとっています。今後は、それに加え、現在燃やせるごみとして収集しているプラスチック使用製品廃棄物も合わせて収集し、これまでの容器包装リサイクル法によるリサイクルルートだけではなく、併せて、法に基づき市が独自に再商品計画について国の認定を受け、資源化を行う手法（以下「大臣認定ルート」という。）についても活用しながら、資源化を行うことを検討しています。
- (3) そこで、家庭から排出されるプラスチック容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品廃棄物（以下、「プラスチック」という。）のリサイクルに向けた事業手法等を検討するため、民間事業者からご提案を幅広くお聞きする「サウンディング型市場調査」を実施いたします。



2 調査対象

- (1) 家庭から分別収集したプラスチックの再商品について、大臣認定ルートを前提とした再商品化が可能、または再商品化事業を行うことを計画している法人や法人のグループ
- (2) ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 参加申込書提出時点で、指名停止措置要綱等に基づく指名停止を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は札幌市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条に規定する暴力団に該当する者

3 調査項目

札幌市がプラスチックを以下条件で収集した場合に、下記(1)～(9)の項目について提案可能な内容をご提案ください。

（収集の条件）

- ・ 容器包装プラスチックを年間約 30,000 トン、製品プラスチックを年間約 5,000 トン、混合した状態でパッカー車にて収集。
- ・ 既存の中沼プラスチック選別センターで一部の容器包装プラの選別・圧縮梱包を並行処理することは可能。

(1) 中間処理または再商品化が可能なプラスチックの量

(2) 受入開始時期

※市では、収集体制の検討や市民周知等を踏まえ、最短でも令和 10 年度以降の開始を想定しています。

(3) 受入場所

(4) 新たに施設を建設する場合に必要な敷地面積

(5) 受け入れ可能なプラスチック類の基準

(6) 受入条件（荷姿、搬入条件、搬入方法等）

※市外での受入の場合は、市内中継施設（場所未定）において圧縮梱包を行うことを想定しています。この場合、(8)の想定費用には梱包後の運搬に係る費用も合わせて計上ください。

(7) 中間処理または再商品化の工程・手法（エネルギー回収を除く）

(8) 中間処理または再商品化に要する想定費用（１トンあたり税抜き金額）

(9) 処理工程における環境負荷軽減の効果

※その他、本事業の趣旨に照らして提案可能な内容についてご提案ください。

4 スケジュール

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 実施要領の公表 | 令和６年１２月２３日（月） |
| (2) 質問の送付期限 | 令和７年 １月１４日（火） |
| (3) 質問への回答の公表 | 令和７年 １月１７日（金） |
| (4) 調査参加申込期限 | 令和７年 １月３１日（金） |
| (5) 提案書の提出期限 | 令和７年 ２月１３日（木） |
| (6) 調査（ヒアリング）の実施 | 令和７年 ２月２５日（火）から３月７日（金） |
| (7) 対話結果の公表 | 令和７年 ３月下旬頃 |

5 調査の流れ

(1) 質問の受付・回答

本調査に質問がある場合は、以下によりご提出ください。

- ① 提出書類 様式１「質問書」または任意の様式
- ② 提出期間 令和６年１２月２３日（月）から令和７年１月１４日（火）まで
- ③ 提出先 「７ 問い合わせ先」のメールアドレス宛に送付してください。
- ④ 回答 令和７年１月１７日（金）に札幌市ホームページにて公表します。

(2) 調査の参加申し込み

以下のとおりお申し込みください。

- ① 申込書類 様式２「サウンディング型市場調査参加申込書」
- ② 提出期間 令和６年１２月２３日（月）から令和７年１月３１日（金）まで
- ③ 提出先 「７ 問い合わせ先」のメールアドレス宛に送付してください。
- ④ 調査実施日時及び場所の連絡

参加申し込みをいただいた法人等のご担当者に連絡し、日程調整をいたします

(3) 提案書の提出

以下のとおりご提出ください。

- ① 提出書類 様式3「提案書」及び、必要に応じて補足資料を添付してください。
- ② 提出期間 令和6年12月23日（月）から令和7年2月13日（木）まで
- ③ 提出先 「7 問い合わせ先」のメールアドレス宛に送付してください。

(4) 調査（ヒアリング）の実施

- ① 実施期間 令和7年2月25日（火）から同年3月7日（金）の間を予定
- ② 所要時間 個別に1時間程度
- ③ 場所 札幌市役所内会議室またはオンラインによる方法も可能とします。

(5) 調査結果の公表

本調査の実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

6 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

本調査への参加実績は、事業者公募等がされた場合の応募条件や評価の対象とはなりません。また、本調査で頂いた意見や提案の内容、個別の対話における内容について、何ら約束をするものではありません。

(2) 費用負担

本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加調査へのご協力

本調査終了後、必要に応じて追加のヒアリングや文書照会を実施させていただくことがあります。可能な限りご協力をお願いします。

(4) 検討内容について

本調査でお示ししている検討内容は現時点のものであり、今後、変更する可能性があります。

7 問い合わせ先

札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課

住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 1 2 階

電話：011-211-2912（吉川（よしかわ）、谷杉（たにすぎ））

提出先 E-mail：seiso-junkan@city.sapporo.jp